

四国アライアンス証券の 「商品購入代金 預金口座振替サービス」

四国アライアンス証券で
商品を購入される際のご購入代金を
伊予銀行の円預金口座からお振り替えできます。

(一部、本サービスの対象とならない商品やご購入方法があります。詳しくは、当パンフレットをご確認ください。)

お客さまの「便利のために」。
このようなお客さまに適したサービスです。

- これまで、伊予銀行で投資信託や国債を購入していたお客さま
- 頻繁に株式の売買をするのではなく、時々、株式・債券・投資信託等を購入する予定のお客さま
- 商品購入の際に、代金を銀行に振込みに行くのが面倒なお客さま

- 「四国アライアンス証券オンライントレード」で売買を含むお取引をお申込みのお客さまは、当サービスが一部ご利用いただけません。

ご注意点

- 四国アライアンス証券で取り扱う商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、四国アライアンス証券が元本を保証するものではありません。
- 四国アライアンス証券で取り扱う商品は、投資元本および利回り・配当が保証されている商品ではありません。
- その他ご留意事項等については、裏面の「ご注意いただきたいこと」をご覧ください。

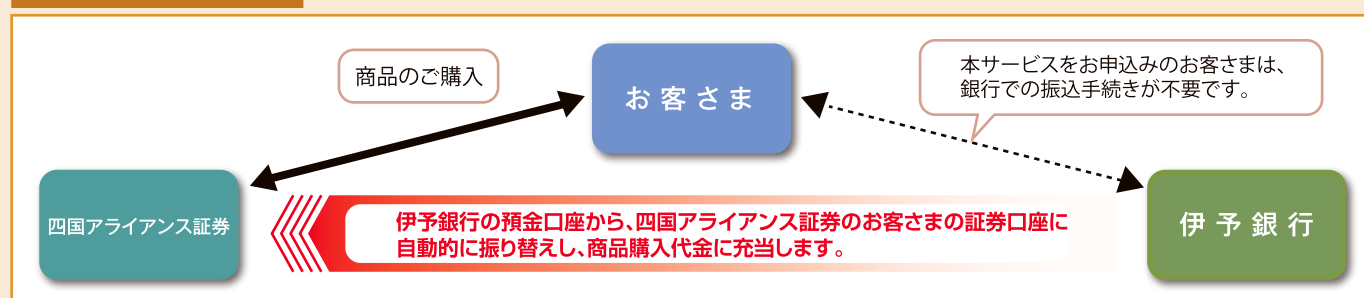


四国アライアンス証券

株式・債券・投資信託(積立投資信託以外)をご購入される場合

サービスの内容	
対 象 商 品	●円建ての株式・債券・投資信託(株式累積投資は除きます。) ●外貨建ての株式・債券(対象となるご注文の条件があります。)
対象となるご注文	●円建ての対象商品の購入をご注文される場合 ●外貨への交換と外貨建て株式・債券の購入を同時にご注文される場合 (ただし、商品の受渡日(決済日)までの日数が2営業日未満の場合は、本サービスをお申込みいただいているお客さまの場合も口座振替ができません。別途、振込手続きをお願いします。)
ご利用いただけるお客さま	●個人のお客さま・法人のお客さま 個人のお客さまで『四国アライアンス証券オンライントレード』で『売買を含むお取引』をお申込みのお客さまは、当口座振替はご利用いただけません。『売買を含まない照会(情報提供)のみのサービス』をお申込みのお客さまの場合は、ご利用可能です。
お 振 替 日	●商品購入日(約定日)の翌営業日
お 振 替 金 額	●対象商品の購入に伴う受渡金額全て(商品購入代金+所定の手数料等) (債券で経過利息などが発生した場合は、これを含みます。)
ご 利 用 可 能 な 預 金 口 座	●伊予銀行の普通預金・当座預金で、証券取引の金銭振込先に指定されている口座 (他行の預金口座は、ご利用いただけません。) (四国アライアンス証券と伊予銀行との「情報の相互提供についての同意書」をご提出いただいている必要があります。)
取 扱 手 数 料	●無料(商品購入に伴う所定の手数料は、通常どおり必要となります。)
ご 留 意 点	●本サービスは、証券口座における預り資産(MRFやその他の商品)の有無にかかわらず、購入代金等を預金口座からお振り替えさせていただきます。 よって、『株式の売買を頻繁に行っており、株式の売却代金で新たな株式の購入を行いたい。』『外貨預金を基に、外貨建て商品を購入したい。』等のお取引引きをされる場合は、本サービスのお申込みは適しません。

サービスのながれ



スケジュール

商品の購入日(約定日)と、口座振替日・受渡日(決済日)の関係はつぎの例のようになります。

(例)国内株式のお取引の場合

	日	月	火	水	木	金	土
商品のお取引	—	購入日(約定日)		受渡日(決済日) (ご注意)			—
預金口座振替サービス	—		口座振替日				—

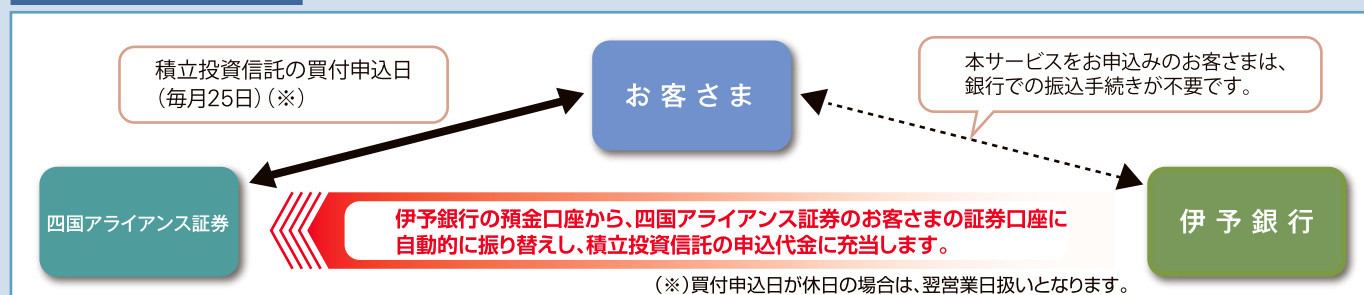
ご注意: 本例では、商品の受渡日(決済日)を購入日(約定日)から2営業日後としています。商品によっては受渡日(決済日)が異なる場合があります。なお、商品の受渡日(決済日)が2営業日後以降の場合も、口座振替は、購入日(約定日)の翌営業日となります。

商品の購入日(約定日)から受渡日(決済日)までの日数が2営業日未満の場合は、口座振替のお取り扱いができません。別途、銀行窓口などでの振込手続きをお願いします。

積立投資信託のご契約を行い、定時定額でお買付される場合

サービスの内容							
対 象 商 品	● 積立投資信託						
ご利用いただける お 客 さ ま	● 個人のお客さま・法人のお客さま 個人のお客さまは、「四国アライアンス証券オンライントレード」のお申込み内容（売買を含むか、照会のみか）にかかわらず、ご利用いただけます。						
お 振 替 日 等	<table border="1"> <tr> <td>銀行預金口座に残高が必要となる日</td><td>買付申込日の2営業日前 午前11時</td></tr> <tr> <td>口座振替日</td><td>買付申込日の2営業日前 正午頃</td></tr> <tr> <td>買付申込日</td><td>毎月25日^(※1)</td></tr> </table> ※1 25日が休日の場合、買付申込日は翌営業日となります。また、25日がファンドの休日の場合は、翌営業日以降最初の申込可能日が買付申込日となります。なお、基準価額の決定日は、各ファンドによって異なります。詳細については、交付目論見書でご確認ください。	銀行預金口座に残高が必要となる日	買付申込日の2営業日前 午前11時	口座振替日	買付申込日の2営業日前 正午頃	買付申込日	毎月25日 ^(※1)
銀行預金口座に残高が必要となる日	買付申込日の2営業日前 午前11時						
口座振替日	買付申込日の2営業日前 正午頃						
買付申込日	毎月25日 ^(※1)						
お 振 替 金 額	● ご指定の積立金額分 (積立投資信託のご契約が複数ある場合は、合計金額でのお振替となります。)						
ご 利 用 可 能 な 預 金 口 座	● 伊予銀行の普通預金・当座預金で、証券取引の金銭振込先に指定されている口座 (他行の預金口座は、ご利用いただけません。) (四国アライアンス証券と伊予銀行との「情報の相互提供についての同意書」をご提出いただいている必要があります。)						
取 扱 手 数 料	● 無料 (買付に伴う所定の手数料は、通常どおり必要となります。)						
ご 留 意 点	● 本サービス契約の有無にかかわらず、買付申込日（毎月25日）の2営業日前のMRFや預り金の残高が、積立投資信託の申込金額合計に満たない場合は、積立投資信託の買付申込を行いません。 ● 本サービスをご契約のお客さまが、<u>積立投資信託のお手続き（新規・変更・中止）を行う場合は、買付申込日の4営業日前までにお手続きを完了していただきますようお願いします。</u>						

サービスのながれ



スケジュール

積立投資信託の買付申込日と、口座振替日・受渡日（決済日）の関係はつぎの例のようになります。

(例) 投資信託のお取引の場合

※ 休日ははさむ場合は、残高が必要となる日や口座振替日が早まることになります。

	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日～
商品のお取引					買付申込日			受渡日（決済日） (ご注意②)
預金口座振替サービス			口座振替日 午前11時までに 残高が必要 (ご注意①)					

ご注意①: 口座振替は買付申込日の2営業日前正午頃に行われます。同日の午前11時までにお客さまの銀行預金口座に商品買付代金相当額の残高が必要です。

ご注意②: 本例では、商品の受渡日（決済日）を買付申込日から3営業日後としています。商品によっては受渡日（決済日）が異なる場合があります。

『商品購入代金 預金口座振替サービス』に関するご留意事項等

- ①本サービスは、お申込み受け付け後、1週間程度でご利用可能となります。(ただし、口座開設と同時に受け付けする場合は、原則、口座開設日の翌営業日にご利用可能となります。)
- ②本サービスをお申込みのお客さまについては、商品を購入される際に、四国アライアンス証券と伊予銀行の「情報の相互提供についての同意書」に基づき、ご指定の預金口座の残高を確認させていただきます。(四国アライアンス証券から、伊予銀行に問い合わせを行います。)
その確認させていただいたご預金残高の範囲内で、対象商品を購入していただくことができます。(ご預金残高には、当座借越は含めません。)
- ③本サービスは、証券口座における預り資産(MRFやその他の商品)の有無にかかわらず、購入代金等を預金口座からお振り替えさせていただきます。
また、本サービスは、外貨資金を基に外貨建て商品を購入される場合にはご利用できません。
よって、『株式の売買を頻繁に行っており、株式の売却代金で新たな株式の購入を行いたい。』『外貨預金を基に、外貨建て商品を購入したい。』等のお取り引きをされる場合は、本サービスのお申込みは適しません。

ご注意いただきたいこと

- 四国アライアンス証券で取り扱う商品は預金ではなく、預金保険制度の対象ではありません。また、四国アライアンス証券が元本を保証するものではありません。
- 四国アライアンス証券で取り扱う商品は、投資元本および利回り・配当が保証されている商品ではありません。
- 四国アライアンス証券で取り扱う商品は、金利・為替・株式市場等の変動や、有価証券の発行者の業務または財産の状況の変化等により価格が下落し、損失が生じるおそれがあります。また、お取り引きによる損失は、お客さまご自身に帰属します。お取り引きは、お客さまご自身の責任と判断で行っていただきますようお願いいたします。
- 四国アライアンス証券で取り扱う商品等へのご投資には、各商品毎に所定の手数料等(国内株式取引の場合は約定代金に対して最大1.210%(税込)・最低2,750円(税込)の売買手数料、投資信託の場合は銘柄毎に設定された販売手数料および信託報酬等の諸経費、等)をご負担いただく場合があります。
- 商品毎に手数料等およびリスクは異なりますので、当該商品等の契約締結前交付書面、上場有価証券等書面、目論見書等をよくお読みください。
- 四国アライアンス証券で取り扱う商品のお取り引きは、クーリング・オフの対象にはなりません。
- お客さまの有価証券等は四国アライアンス証券に開設された口座でお預りのうえ、四国アライアンス証券の資産とは分別して保管されますので、四国アライアンス証券が破綻した際にも四国アライアンス証券の整理・処分等に流用されることはなく、原則として全額保護されます。万一、一部不足が生じた場合等全額の返還ができないケースが発生した場合でも、投資者保護基金により、おひとりあたり1,000万円までが保護されます。
- 四国アライアンス証券においてお取り引きされるか否かが、お客さまと伊予銀行の預金・融資等他のお取り引きに影響を与えることはありません。また、伊予銀行での預金・融資等のお取り引き内容が四国アライアンス証券でのお取り引きに影響を与えることはありません。
- お申込みにあたっては、原則ご本人さまのお手続きとさせていただきます。
- 当資料は四国アライアンス証券が作成した資料です。
- 当資料は信頼できると考えられる情報に基づき作成されていますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

- お問い合わせは、お近くの四国アライアンス証券の窓口または四国アライアンス証券営業企画部(フリーダイヤル)へ



0120-14-5514

受付時間 平日 8:45～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)

- ホームページ

<http://www.shikoku-alliance-sec.co.jp>



商 号：四国アライアンス証券株式会社
金融商品取引業者 四国財務局長(金商)第21号
加 入 協 会：日本証券業協会

四国アライアンス証券株式会社は、業務の一部を株式会社伊予銀行に委託しております。

[金融商品仲介を行う登録金融機関]
商 号：株式会社伊予銀行
登録金融機関：四国財務局長(登金)第2号
加 入 協 会：日本証券業協会／(社)金融先物取引業協会

2020年7月1日現在